

議案第 5 3 号

北九州市立幼稚園規則の廃止について

北九州市立幼稚園規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 令和 7 年 3 月末をもって北九州市立幼稚園を廃止するため、北九州市立幼稚園規則を廃止する必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立幼稚園規則の廃止について

1 規則廃止・改正理由

教育委員会では、平成27年4月に「公立幼稚園の今後の方向性」を策定し、その中で

- ・公立幼稚園では、「幼児教育の課題解決に必要な教育・研究実践を行う」ことを踏まえ、4園で運営する。
- ・一定期間経過後に、「公立幼稚園における教育・研究実践の成果について、評価・検証を行い、その在り方について改めて検討を行う。

と定めた。

これに基づき、令和3年度に、私立幼稚園でも教育・研究実践が行われていることや、幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、本市の幼児教育をとりまく状況が変化してきたことも踏まえ、公立幼稚園の評価・検証を実施するとともに、改めてその在り方について検討した結果、

- ・就園機会の地域格差が解消されていること
- ・私立幼稚園が教育・研究実践園としての役割を担えること
- ・保護者負担額の差が解消されていること

等を総合的に勘案し、令和7年3月31日をもって公立幼稚園全てを廃止することとした。

以上のことから、北九州市立幼稚園規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第6号）を廃止するもの。また、この規則廃止に伴い改正が必要となる9規則について、付則により改正する。なお、条例については、令和3年12月議会にて改正済。

2 廃止・改正する規則及び内容（（2）～（10）は、付則により改正）

- （1）北九州市立幼稚園規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第6号）

北九州市立幼稚園を廃止することから、本規則を廃止する。

- （2）北九州市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和43年北九州市教育委員会規則第21号）

第2条から「幼稚園、」を削除する。

- （3）北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和49年北九州市教育委員会規則第8号）

第1条から「幼稚園、」を削除する。

- （4）北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）

別表から「(幼稚園を除く。)」を、幼稚園の項を削除する。

- （5）勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市教育委員会規則第7号）

別表から「幼稚園」、「園長」を削除する。

- （6）北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成16年北九州市教育委員会規則第10号）

第2条から「幼児、」を削除し、「幼児等」を「児童等」に改める。

- （7）教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手続に関する規則

(平成20年北九州市教育委員会規則第11号)

第1条の「児童、生徒及び幼児」を「児童及び生徒」に改め、第2条から「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

- (8) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)

第2条から「及び教育職給料表(2)」を削除する。

- (9) 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)

公立幼稚園で勤務する教育職員が存在しなくなることから、当該職員が適用を受ける「教育職給料表(2)」の関係規定を削除する等を行う。(第2条、第3条、別表第1関係)

- (10) 北九州市立学校学校運営協議会規則(令和3年北九州市教育委員会規則第3号)

第2条から「幼稚園、」及び「(園長を含む。以下同じ。)」を、第3条及び第9条から「幼児、」を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 廃止対象の公立幼稚園

- (1) 小倉幼稚園(小倉北区堺町二丁目4番21号)
- (2) 小倉南幼稚園(小倉南区春ヶ丘10番8号)
- (3) 八幡東幼稚園(八幡東区高見三丁目1番32号)
- (4) 鷹の巣幼稚園(八幡西区鷹の巣三丁目10番25号)

北九州市立幼稚園規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立幼稚園規則を廃止する規則

北九州市立幼稚園規則（昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

2 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市教育委員会規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部総務課庶務係の項第 4 号中「幼稚園、」を削る。

（北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

3 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和 4 9 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

（北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正）

4 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和 5 3 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「（幼稚園を除く。）」を削り、幼稚園の項を削る。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

5 勤務時間等の特例に関する規則（平成 3 年北九州市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「幼稚園」及び「園長」を削る。

（北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正）

6 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則（平成 1 6 年北九州市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「幼児、」を削り、「幼児等」を「児童等」に改

め、同項第3号中「幼児等」を「児童等」に改める。

第2条第3項第2号及び第3号中「幼児等」を「児童等」に改める。

(教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手續に関する規則の一部改正)

- 7 教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手續に関する規則(平成20年北九州市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童、生徒及び幼児」を「児童及び生徒」に改める。

第2条第1項中「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

- 8 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び教育職給料表(2)」を削る。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

- 9 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第2条第4項第3号及び第4号を削り、同条第5項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第3条第2項第2号及び第4号中「又は教育職(2)相当職」を削る。

別表第1の給料基準表の教育職(2)相当職の項を削る。

(北九州市立学校学校運営協議会規則の一部改正)

- 10 北九州市立学校学校運営協議会規則(令和3年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「幼稚園、」を削り、同条第2項中「(園長を含む。以下同じ。)」を削る。

第3条第2項第2号及び第9条中「幼児、」を削る。

新	旧
（事務分掌） 第2条 前条の組織の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 総務課 庶務係 （1）～（3） 略 （4） 表彰（学校職員（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に關すること。 （5）～（14） 略 略 略 略	（事務分掌） 第2条 前条の組織の事務分掌は、次のとおりとする。 総務部 総務課 庶務係 （1）～（3） 略 （4） 表彰（学校職員（<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）に關すること。 。 （5）～（14） 略 略 略 略

北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表（付則第3項関係）

新	旧
(災害の報告) 第1条 市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の長は、市立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の学校医等（北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和49年北九州市条例第2号。以下「条例」という。）第1条に規定する学校医等をいう。以下同じ。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、速やかに公務災害発生届により教育委員会に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（以下「被災学校医等」という。）からその災害が公務により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。	(災害の報告) 第1条 市立の<u>幼稚園、</u>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の長は、市立の<u>幼稚園、</u>小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の学校医等（北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和49年北九州市条例第2号。以下「条例」という。）第1条に規定する学校医等をいう。以下同じ。）が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、それが公務によるものと認められるときは、速やかに公務災害発生届により教育委員会に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった学校医等又は死亡した学校医等の遺族（以下「被災学校医等」という。）からその災害が公務により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則新旧対照表（付則第4項関係）

新		旧	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
所管区分	安全衛生管理員に充てられる者の占める職	所管区分	安全衛生管理員に充てられる者の占める職
略		略	
学校	略	学校（幼稚園を除く。）	略
略		幼稚園	幼稚園長
		略	

勤務時間等の特例に関する規則新旧対照表（付則第5項関係）

新								旧							
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）							
所属又は事業 所名	職種	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考	所属又は事業 所名	職種	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考
		区分	始業時刻	終業時刻						区分	始業時刻	終業時刻			
略								略							
高等学校	校長 一般事務員 教員	略													
略								略							

北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則新旧対照表（付則第6項関係）

新	旧
(表彰) 第2条 教員の表彰は、次の各号の2以上の号に該当する教員で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。 (1) 略 (2) 児童若しくは生徒（以下「<u>児童等</u>」という。）、保護者又は地域住民からその実践している教育活動について大きな信頼を得ているもの (3) <u>児童等</u>に対して教育的な愛情を持って他の模範となる指導を行っているもの (4) ～ (7) 略 2 略 3 学校又は教職員組織の表彰は、教職員、教職員以外の学校職員及び学校において専門的、技術的な助言等を行う者の連携による組織的な取組によって次の各号のいずれかに該当する学校又は教職員組織で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。 (1) 略 (2) <u>児童等</u>、保護者又は地域住民からその実践している教育活動について大きな信頼を得ているもの (3) <u>児童等</u>に対して教育的な愛情を持って他の模範となる教育活動を行い、顕著な成果を上げたもの (4) ～ (7) 略	(表彰) 第2条 教員の表彰は、次の各号の2以上の号に該当する教員で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。 (1) 略 (2) <u>幼児</u>、児童若しくは生徒（以下「<u>幼児等</u>」という。）、保護者又は地域住民からその実践している教育活動について大きな信頼を得ているもの (3) <u>幼児等</u>に対して教育的な愛情を持って他の模範となる指導を行っているもの (4) ～ (7) 略 2 略 3 学校又は教職員組織の表彰は、教職員、教職員以外の学校職員及び学校において専門的、技術的な助言等を行う者の連携による組織的な取組によって次の各号のいずれかに該当する学校又は教職員組織で教育委員会が適当と認めたものに対して行う。 (1) 略 (2) <u>幼児等</u>、保護者又は地域住民からその実践している教育活動について大きな信頼を得ているもの (3) <u>幼児等</u>に対して教育的な愛情を持って他の模範となる教育活動を行い、顕著な成果を上げたもの (4) ～ (7) 略

新	旧
4 略	4 略

教育公務員特例法に規定する指導が不適切である教諭等の認定の手續に関する規則新旧対照表（付則第7項関係）

新	旧
（趣旨） 第1条 この規則は、<u>児童及び生徒</u>（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切と認められる教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の規定による認定の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。 （事実の確認等） 第2条 校長は、児童等に対する所属の教諭等の指導が不適切であり、法第25条第1項に規定する認定が必要であると認められるときは、速やかに文書により当該教諭等の児童等に対する指導が不適切である状況について報告するものとする。 2 略 3 略	（趣旨） 第1条 この規則は、<u>児童、生徒及び幼児</u>（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切と認められる教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の規定による認定の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。 （事実の確認等） 第2条 校長（<u>園長を含む。以下同じ。</u>）は、児童等に対する所属の教諭等の指導が不適切であり、法第25条第1項に規定する認定が必要であると認められるときは、速やかに文書により当該教諭等の児童等に対する指導が不適切である状況について報告するものとする。 2 略 3 略

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（付則第8項関係）

新	旧
第25条 第16条から前条までの規定にかかわらず、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第5条に規定する教育職給料表（1）の適用を受ける臨時的任用職員の休暇については、条例第10条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。	第25条 第16条から前条までの規定にかかわらず、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第5条に規定する教育職給料表（1）<u>及び教育職給料表（2）</u>の適用を受ける臨時的任用職員の休暇については、条例第10条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則新旧対照表（付則第9項関係）

新	旧
（給料基準表等） 第2条 会計年度任用職員の給料の月額、給料基準表（別表第1）及び経験年数換算表（別表第2）を適用して決定するものとする。 2 前項の規定により給料基準表を適用するに当たって、会計年度任用職員に適用されるべき同表の第1欄に掲げる職種は、当該会計年度任用職員が次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職種とする。 （1） 略 （2） 略 <u>（3）</u> 略 <u>（4）</u> 略 3 略 4 第1項の規定により給料基準表を適用するに当たって、会計年度任用職員に適用されるべき同表の第3欄に掲げる学歴免許等の資格の区分は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める学歴免許等の資格の区分とする。 （1） 略 （2） 略	（給料基準表等） 第2条 会計年度任用職員の給料の月額、給料基準表（別表第1）及び経験年数換算表（別表第2）を適用して決定するものとする。 2 前項の規定により給料基準表を適用するに当たって、会計年度任用職員に適用されるべき同表の第1欄に掲げる職種は、当該会計年度任用職員が次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職種とする。 （1） 略 （2） 略 <u>（3） 給料表規則第5条第1項に規定する者及び教育長の定めるこれに準ずる者 教育職（2）相当職</u> <u>（4）</u> 略 <u>（5）</u> 略 3 略 4 第1項の規定により給料基準表を適用するに当たって、会計年度任用職員に適用されるべき同表の第3欄に掲げる学歴免許等の資格の区分は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める学歴免許等の資格の区分とする。 （1） 略 （2） 略 <u>（3） 職種が教育職（2）相当職である会計年度任用職員が、初任給等規則別表第9の大学卒の項に規定する学歴免許等の資格を有する場合 大学卒</u>

新	旧
5 略 (1) 略 (2) 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 6 略 (給料の月額の設定) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める経験年数（会計年度任用職員が会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を有する会計年度任用職員については、その者の受けるべき同項の規定による基礎とする職務の級及び号給の号数に次の各号に定める経験年数の月数を18月（次の各号に掲げる会計年度任用職員の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数の月数については12月、5年を超えて10年までの年数の月数については15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数（その者の職種及び区分に対応する上限とする職務の級及び号給の号数の	<u>(4) 職種が教育職（2）相当職である会計年度任用職員が、初任給等規則別表第9の短大卒の項に規定する学歴免許等の資格を有する場合 短大卒</u> 5 略 (1) 略 (2) 略 <u>(3) 教育職（2）相当職 基準日における条例第5条第1項第3号イに掲げる教育職給料表（2）の職務の級及び号給</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 6 略 (給料の月額の設定) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める経験年数（会計年度任用職員が会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を有する会計年度任用職員については、その者の受けるべき同項の規定による基礎とする職務の級及び号給の号数に次の各号に定める経験年数の月数を18月（次の各号に掲げる会計年度任用職員の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数の月数については12月、5年を超えて10年までの年数の月数については15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数（その者の職種及び区分に対応する上限とする職務の級及び号給の号数の

新	旧
数を超えるときは、当該上限とする職務の級及び号給の号数の数) を号数とする号給の額をもって、その者の給料の月額として受けるべき号給の額とすることができる。 (1) 略 (2) 職種が教育職（１）相当職で学歴免許等の資格の区分が短大卒である会計年度任用職員については、その者が２０歳に達した日後の最初の４月１日以降の経験年数 (3) 略 (4) 職種が行政職相当職又は医療職（２）相当職でその区分が第１号に規定する区分以外の会計年度任用職員及び職種が教育職（１）相当職で学歴免許等の資格の区分が大学卒である会計年度任用職員については、その者が２２歳に達した日後の最初の４月１日以降の経験年数 3 略 4 略	数を超えるときは、当該上限とする職務の級及び号給の号数の数) を号数とする号給の額をもって、その者の給料の月額として受けるべき号給の額とすることができる。 (1) 略 (2) 職種が教育職（１）相当職又は教育職（２）相当職で学歴免許等の資格の区分が短大卒である会計年度任用職員については、その者が２０歳に達した日後の最初の４月１日以降の経験年数 (3) 略 (4) 職種が行政職相当職又は医療職（２）相当職でその区分が第１号に規定する区分以外の会計年度任用職員及び職種が教育職（１）相当職又は教育職（２）相当職で学歴免許等の資格の区分が大学卒である会計年度任用職員については、その者が２２歳に達した日後の最初の４月１日以降の経験年数 3 略 4 略

新						旧					
別表第1（第2条、第3条関係）						別表第1（第2条、第3条関係）					
給料基準表						給料基準表					
職種	区分	学歴免許等の資格の区分	給料表の種類	基礎とする職務の級及び号給	上限とする職務の級及び号給	職種	区分	学歴免許等の資格の区分	給料表の種類	基礎とする職務の級及び号給	上限とする職務の級及び号給
略						略					
						教育職 （2） 相当職	A	大学卒	教育職 給料表 （2）	1級23号給	1級117号給
								短大卒		1級13号給	
							B	大学卒		1級23号給	1級63号給
								短大卒		1級13号給	
							C	大学卒		1級23号給	1級43号給
								短大卒		1級13号給	
							D			1級1号給	1級23号給
							E			1級1号給	1級3号給
						略					

北九州市立学校学校運営協議会規則新旧対照表（付則第10項関係）

新	旧
（設置） 第2条 教育委員会は、必要があると認めるときは、北九州市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。 （組織等） 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （1） 略 （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者 （3）～（5） 略 3～8 略 （地域の住民等への情報提供） 第9条 協議会は、基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に	（設置） 第2条 教育委員会は、必要があると認めるときは、北九州市立の<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長<u>（園長を含む。以下同じ。）</u>の意見を聴くものとする。 （組織等） 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （1） 略 （2） 対象学校に在籍する<u>幼児</u>、児童又は生徒の保護者 （3）～（5） 略 3～8 略 （地域の住民等への情報提供） 第9条 協議会は、基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する<u>幼児</u>、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な

新	旧
関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。	支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。 。